

## 青森県教育委員会第327回臨時会会議録

- 1 期 日 令和6年2月22日（木）
- 2 開 会 午後1時30分
- 3 閉 会 午後2時
- 4 場 所 教育庁教育委員会室及び教育委員室
- 5 議事目録
  - 報告第1号 議案に対する意見について
  - 議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
  - 議案第2号 市町村立学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
  - 議案第3号 県立学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
  - 議案第4号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
  - そ の 他 県立特別支援学校におけるスクール・ミッションについて
- 6 出席者等
  - ・出席者の氏名  
平間恵美（教育長職務代理者）、戸塚 学、新藤幸子、安田 博、松本史晴
  - ・欠席者の氏名  
風張知子（教育長）
  - ・説明のために出席した者の職  
小坂教育次長、長内教育次長、高橋教育政策課長、早野職員福利課長、嗟峨学校教育課長、吉川教職員課長、木村学校施設課長、小舘生涯学習課長、伊藤スポーツ健康課長、坂本文化財保護課長、外崎高等学校教育改革推進室長
  - ・会議録署名委員  
戸塚委員、新藤委員
  - ・書記  
小林浩一、小路口晶子

## 7 会 議

### 事務局からの報告

(長内教育次長)

職員の懲戒処分に関する状況についての報告である。

資料はないが、去る2月9日に行った職員2名に対する免職の懲戒処分について、正式な報告は3月定例会となるが、この場をお借りして取り急ぎ御報告する。

1件目は、高等学校教諭が令和4年8月及び11月に18歳未満の生徒に対してわいせつ行為等を行ったものである。

また、2件目は、中学校教諭が、10年以上前に18歳未満の生徒に対してわいせつ行為等を行ったものであり、両名に対して2月9日付けで免職の懲戒処分を行ったものである。

なお、本事案は、処分後速やかに公表している。

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり指導の徹底を図って参ったが、今回、このような事案が発生したことは、教職員全体に対する社会の信用を著しく損ね、ひいては教育に対する県民の不信を招くもので、極めて遺憾であり、重く受け止めている。

このような非違行為を二度と起こさないためには、児童生徒性暴力等を未然に防止する観点から、他の児童生徒等や教職員等の目が行き届きにくい環境となる場面をできる限り減らすことが重要であり、密室状態の回避等予防的な取組を強化する必要があると考えている。

このため、懲戒処分を行った2月9日付けで、県立学校及び市町村教育委員会に対し、教職員の服務規律の確保の徹底について通知を発出し、指導の徹底を図ったところである。

今後も、関係機関と連携し、教職員の服務規律の厳正な確保に取り組み、学校と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、引き続きあらゆる機会を通して指導の徹底を図って参る。

## 8 議 事

### 報告第1号 議案に対する意見について

(小坂教育次長)

この度の案件は、本日開会の県議会第317回定例会に提出された一般会計予算案2件、条例案ほか6件の計8件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

参考資料1ページを御覧いただきたい。

まず、「令和6年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）」についてであるが、教育委員会関係の予算総額は、1,289億6,592万1千円となる。これを令和5年度

当初予算と比較すると、98億9,361万3千円の増、率にして、8.3パーセントの増となっている。

参考資料2ページを御覧いただきたい。

令和6年度の予算案のポイントを御説明する。令和6年度は、「地域とともに学び育つあおもりの教育の推進」、「こどもたちの学びを支える教職員の働き方改革の推進」、「スポーツの振興と文化財の保存・活用」の3つのポイントで、「教育は人づくり」という視点を大切にしながら、未来を担う子どもたちに夢を与え、青森に誇りを持つことができるような教育を基盤に、各市町村教育委員会、各学校と一丸となって各種施策に取り組んで参る。

続いて、条例案について御説明する。

まず、「青森県公立学校情報機器整備基金条例案」についてである。これは、青森県公立学校情報機器整備基金を設置するものである。この条例は、公布の日から施行するものである。

次に「障害に関する用語の表記の整理に関する条例案」についてである。これは、「青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例」中の「障害」の表記を整理するものである。この条例は、令和6年4月1日から施行するものである。

参考資料3ページを御覧いただきたい。

次に「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。定年引上げ後の退職手当制度については、昨年度、国に準じて条例改正等を行い、令和5年4月1日に施行されているところであるが、現行規定のままでは、給料表異動等により給料が減額となったことがある職員に係る退職手当額について、定年引上げ後の手当額が旧定年、60歳で退職した場合の手当額よりも下回る場合があることから、職員に不利益が生じないように、退職手当の基礎額の算定方法について改正するものである。この条例は、令和6年4月1日から施行するものである。

次に「青森県都市公園条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、新青森県総合運動公園総合体育館50メートルプールの供用開始及び青森県総合運動公園水泳場の廃止等に伴い、所要の改正をするものである。この条例は、令和6年4月1日から施行するものである。

次に、「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」についてである。これは、学校職員定数を高等学校、特別支援学校及び小・中学校合わせて11,194人から、45人減の11,149人に改めるものである。この条例は、令和6年4月1日から施行するものである。

続いて、「工事の請負契約の件」について御説明する。これは、八戸工業高等学校（普通教室棟外）改築工事について、寺下・高橋特定建設工事共同企業体と8億3,424万円で請負契約を締結するためのものである。

参考資料7ページを御覧いただきたい。

最後に、「令和5年度青森県一般会計補正予算（第5号）案（教育委員会所管分）」についてであるが、今回の補正予算は、国の補正予算を踏まえたものであり、8億5,101万1千円を計上している。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,198億3,912万2千円となっている。

(教育長職務代理者)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について  
(非公開の会議につき記録別途)

議案第2号 市町村立学校職員の人事について  
(非公開の会議につき記録別途)

議案第3号 県立学校職員の人事について  
(非公開の会議につき記録別途)

議案第4号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案について  
(非公開の会議につき記録別途)

その他 県立特別支援学校におけるスクール・ミッションについて

(嵯峨学校教育課長)

この度、県立特別支援学校に求められる役割や目指すべき学校像等をスクール・ミッションとして定めたので、その趣旨を御説明する。資料2ページを御覧いただきたい。

県立特別支援学校では、これまで校訓や学校教育目標等を踏まえた教育理念を地域等と共有しながら、様々な教育活動を行ってきたところであるが、特別支援教育の理念である「共生社会の実現」や現行の学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、各校の教育理念や社会的役割について幼児児童生徒及び学校内外の関係者に分かりやすく示すとともに、教職員が共有しやすいものとする必要があった。

このことから、平成30年度に策定した特別支援教育の今後の10年の道筋を示す「青森県特別支援教育推進ビジョン」の基本方針に基づき、特色ある教育活動に資するよう県立特別支援学校に求められる役割や目指すべき学校像等を明確化したものである。

それでは、次の3ページを御覧いただきたい。3つのスクール・ミッションで構成されている。1つ目は、在校する幼児児童生徒に主眼を置いたスクール・ミッションである。

3行目の「自立と社会参加」は、特別支援教育の目指す目的地である。また、「主体的に学び続ける」ことは「自立と社会参加」に向けたものとしているが、これはどんなに障がいの重いこどもでも、自己選択・自己決定する力を育むことを大切にしてきた特別支援教育の伝統に基づいた考え方と、予測困難な社会を生きるためには主体的に考え、判断し行動する力が必要であるという考え方によるものである。加えて教職員一人一人も「学び続ける」主体でなければならないというメッセージも込めている。

2つ目は、社会に開かれた教育課程と、共生社会の実現に向けたスクール・ミッションである。こども一人一人が自立し社会参加するためには、住みよい幸せな地域づくりが不可欠で、その達成に向けて具体的に取り組むことを目指すものとしている。

最後のスクール・ミッションは、学校教育法にも示されている特別支援学校のセンター的役割を分かりやすく示したものである。

以上、本スクール・ミッションを県立特別支援学校の最上位の目標として定め、本県における特別支援教育の更なる推進を図っていきたいと考えており、今後は、スクール・ミッションを踏まえながら、一貫性を持って教育活動を進めるため、各校において、育成すべき資質・能力、教育課程の編成及び実施、高等部入学者受入れに関する具体的な3つの方針をスクール・ポリシーとして策定する。

また、スクール・ポリシー等に基づき、教育活動の充実を図るカリキュラム・マネジメントを通して、特色・魅力ある教育活動の推進を図ることとしている。

(戸塚委員)

今回、県立特別支援学校のスクール・ミッションを明確にさせていただき、非常に期待している。この後スクール・ポリシーということで、高等学校の方でも既にスクール・ミッション、スクール・ポリシーに基づいた改革が進んでいるところだと思う。そんな中、資料の2ページ目にもあるとおり、幼児児童生徒及び学校内外の関係者、この関係というのが特別支援学校の一つ特色だと思っている。高等学校でも、幼児から高等学校そして社会というつながりが大事だと思っており、このスクール・ミッションの下の方にもつながりという言葉がある。

一つ確認とお願いだが、今後スクール・ミッション、スクール・ポリシーができていく中でしっかりとした広報活動、学校の中だけでなく社会に対してこういうスクール・ミッションである、スクール・ポリシーができたならこういうものだ、だから皆で支えてくださいというふうなメッセージを常に出していくことがこれから重要だと思う。よろしく願いしたい。

(新藤委員)

私も戸塚委員と同じ思いでスクール・ミッションを聞かせていただいた。2番目にある「障がいのある者と障がいのない者が支え合い、認め合える社会の実現に向けた取組を推進する」という一文が明確に出たことがうれしいと思っている。

これを戸塚委員がおっしゃったように地域に向けて発信していくことで、例えば地域の企業であったり、地域の中での社会教育でこういう方々に対しても目が行き届くのではないかと期待しているため、是非発信のところをお願いしたい。

(教育長職務代理者)

他に御意見等はあるか。なければ県立特別支援学校におけるスクール・ミッションについては、青森県教育委員会として了解した。